Ⅰ中「追加費用率＝Ａ×Ｂ×Ｃ×Ｄ」を「厚生年金保険給付追加費用率＝Ａ２×Ｂ×Ｃ×Ｄ」に改め、Ⅰ算式の符号Ａ中「組合の」を「地共済組合の」に、「別表第１において」を「以下」に、「その他の教職員」を「その他教職員」に、「区分」を「区分。以下同じ。」に改め、Ⅰ算式の符号１をⅠ算式の符号１の次に次のように加える。

Ａ２　当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第２に掲げる率

Ⅰ算式の符号Ｂ中「別表第２」を「別表第３」に改め、Ⅰ算式の符号Ｃ中「別表第３」を「別表第４」に改め、Ⅰ算式の符号Ｄ中「別表第４」を「別表第５」に改める。

Ⅰ注(2)中「組合に係る追加費用率」を「地共済組合に係る追加費用率（厚生年金保険給付追加費用率又は経過的長期給付追加費用率をいう。次の注(3)及び注(4)において同じ。）」に改め、Ⅰ注(3)中「一の組合」を「一の地共済組合」に、「その他の職員」を「その他職員」に、「当該組合」を「当該地共済組合」に改め、Ⅰ注(5)中「別表第２から別表第４まで」を「別表第３から別表第５まで」に改める。

Ⅱ中「追加費用率＝Ａ×1,000」を「厚生年金保険給付追加費用率＝Ａ１×1,000　経過的長期給付追加費用率＝Ａ２×1,000」に改め、ⅡＡ中「に係る組合」を「に係る地共済組合」に、「その他の教職員の率」を「その他教職員の率。以下同じ。」に改め、ⅡＡをⅡＡ１とし、ⅡＡ１の次に次のように加える。

Ａ２　組合役職員又は連合会役職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第２に掲げる率

別表第１を次のように改める。

別表第１　厚生年金保険給付追加費用率

地共済組合の区分		厚生年金保険給付追加費用率
地方職員共済組合		36.3/1000
公立学校共済組合	義務教育職員	53.5/1000
	その他教職員	31.8/1000
警察共済組合		14.3/1000
東京都職員共済組合		23.7/1000
指定都市職員共済組合		14.9/1000
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第４を別表第５とし、別表第３を別表第４とし、別表第２を別表第３とし、別表第１の次に次の一表を加える。

別表第２　経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率
地方職員共済組合	4.4/1000
公立学校共済組合	6.5/1000
義務教育職員	
その他教職員	3.8/1000
警察共済組合	1.7/1000
東京都職員共済組合	2.9/1000
指定都市職員共済組合	
市町村職員共済組合	1.8/1000
都市職員共済組合	

○総務省告示第百二十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十五条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、平成二十八年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が、法第七十五条第一項に定める厚生年金保険給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の十・一を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・二を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が、法第七十五条第一項に定める厚生年金保険給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の十・一を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の一・二を乗じて得た金額とすることとする。

総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第一号の規定により、平成二十八年度以後の各年度における追加費用等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項等の規定による団体及び地方職員共済組合が負担すべきこととなる団体組合員に係る金額について、次のように定め、平成二十八年四月一日から施行する。

なお、昭和五十八年自治省告示第五十九号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件）は、平成二十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗